

業者特定理由書

下記の理由により見積事業者を特定する。

記

- 1 件 名 常盤公園ポンプ場ポンプ設備整備修繕
- 2 事業者名 クボタ環境エンジニアリング株式会社 北海道支店
- 3 特定理由
本修繕は、(株)クボタが製造したポンプ設備の整備である。
ポンプ設備の信頼性向上と機能維持を図り、円滑かつ効率的な運転を確保するためには、適確な整備を行い性能評価することが必要であり、製品に精通した知識や技術が必要不可欠となる。
よって、製造者が保有する機器独自の設計データがなければ履行が不可能である。
標記業者は、製造者である(株)クボタからポンプ設備技術の継承を受けている道内唯一のサービス代理店であることから、特定するものである。
- 4 根拠規定
地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号に該当すると判断されるため。

備考 この様式により難しいときは、この様式に準じた別の様式を使用することができる。

業者特定理由書

下記の理由により見積事業者を特定する。

記

1 件 名 真駒内南町ポンプ場ポンプ設備整備修繕

2 事業者名 株式会社西島製作所 札幌支店

3 特定理由

本修繕は、(株)西島製作所が製造したポンプ設備の整備である。

ポンプ設備の信頼性向上と機能維持を図り、円滑かつ効率的な運転を確保するためには、適確な整備を行い性能評価することが必要であり、製品に精通した知識や技術が必要不可欠となる。

よって、製造者が保有する機器独自の設計データがなければ履行が不可能である。

標記業者は、上記の条件を満たす唯一の業者であることから、特定するものである。

4 根拠規定

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 11 条第 1 項第 1 号に該当すると判断されるため。

備考 この様式により難しいときは、この様式に準じた別の様式を使用することができる。